

平成 27 年 11 月 25 日
全国健康保険協会

全国健康保険協会において行った契約に係る会計検査院の指摘について

平成 27 年 11 月 6 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、平成 26 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会本部及び支部において行った契約に関して、会計検査院の指摘に基づき改善の処置を講じた事項として以下の事項が報告された。

1. 全国健康保険協会における保管庫賃貸借契約及び文書保管委託契約の概要

(1) 協会本部及び 47 支部のうち、本部及び 38 支部においては、事務所内に収納できない文書について、業者との間で文書を保管するための保管庫の賃貸借契約（以下「保管庫賃貸借契約」という。）や、文書の保管等を業者に委託する契約（以下「文書保管委託契約」という。）を締結して、保存年限が満了するまで外部で保管している。

(2) 協会において保管庫賃貸借契約を締結する場合には、賃貸借期間内に見込まれる最大保管数量を基に保管庫の必要面積を算出して、その面積が確保できる保管庫を選択し、同規模の他の保管庫と賃借料、利便性等の条件について比較検討を行った上で最適であるとされた場合、当該保管庫を所有する業者と随意契約により契約を締結している。

一方、文書保管委託契約を締結する場合には、文書を段ボール箱に収納して、当該段ボール箱の保管、運搬等を業者に委託し、単価に箱数を乗じて委託費を支払っている。

(3) 全国健康保険協会会計規程（平成 20 年規程第 38 号）及び全国健康保険協会会計細則（平成 21 年細則第 4 号）においては、契約を締結する場合、原則、一般競争入札に付すこととされているが、契約金額が少額である場合その他特別の必要があると認められる場合として、運送又は保管をさせるときなどには、随意契約によることができるとされている。

2. 会計検査院の指摘

(1) 保管庫賃貸借契約を締結するに当たり、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行わず、従前の契約を更新するなどして随意契約をしていたため、経済的な契約となっていない状況について改善の必要がある。（14 支部）

(2) 文書保管委託契約を締結するに当たり、一般競争入札に付した場合、複数の業者が入札に参加する可能性があるにもかかわらず、従前の業者と随意契約により契約を締結していたことから、競争の利益を享受できない状況について改善の必要がある。（8 支部）

3. 協会における是正改善処置

協会は、会計検査院の指摘に基づき、平成 27 年 8 月 28 日付け事務連絡「外部保管庫に関する支部での取り扱いについて」により、保管庫賃貸借契約を締結するに当たっては、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行うこと及び文書保管委託契約を締結するに当たっては、一般競争入札に付することとし、遅くとも 28 年度末までに全ての契約について適用するよう周知徹底した。(処置済み)